

議会だより

第4回定例議会

平成20年第4回西栗倉村議会定例会を12月12日に開会しました。

今議会は、常任委員会報告、例月出納検査及び事務事業監査報告、組合議会報告、一般質問、条例改正、補正予算、陳情が提案され、原案どおり可決されました。

一般質問

地区葬祭について

草刈議員

今後地区葬祭について、講師の勤めが出来なくなるとか、確実に葬祭場利用が多くなると思いますが、村として方法を考えていくべきか、お考えをお聞かせ下さい。

道上村長

地域では祭壇等の準備をされることもございますので、地域に

少し温度差があると思います。心配しておりますのは、コミュニティが一挙に崩壊していくという心配です。行政が葬儀のあり方等に関わっていくのは非常に難しいんだらうと思います。



草刈議員

私の考えは、場所があれば西栗倉ですることです。村の内需拡大にも繋がっていくのではないかと。

道上村長

経済行為も少しあると思います。一気に葬祭場に流れるということはないと思いますし、地域の判断

を尊重させていただきたいと思えます。

草刈議員

出来るなら私の思いは、あればいいなと思っております。思い直しがあつたら、前向きにしてみたら村民にプラスじゃないかと思っております。

国道改良・河川整備について

田中議員

未だに国道373号影石地区の改修工事がストップしたままです。また、S字カーブの問題は県・国に住民の陳情書を出してはどうでしょうか。

河川整備について、村長の河川公園を作っていくという構想の中、未だ河川は葦ばかりで、定期的に整備すべきではないでしょうか。

道上村長

国道373号線と河川については、基本的には権限も財源も国と県でございます。村の役割として、

用地の前交渉のような役割を担ってきた経緯がございます。道路整備改良については、用地が出来れば99%出来ると考えていただければと思います。用地の非常に苦労している部分については、影石地区の一部に残っております。引谷から出口のS字カーブ等については、当初安全計画の改良は終わっております。

田中議員

河川の葦は大水が出ると土の上に生えるもので、定期的に取ると思います。

四しぶい分の一件ですが、反対があつて工事がストップしたままの経緯はまだ住民には報告されていません。詳しい報告をしてほしいのと、S字カーブが危険なのはわかっていますので、河川送りという大きな工事でやってほしいと思います。それと影石地区については、水路の迂回、あんなことをしてもつたないなと思います。

道上村長

影石地区については、一部改良することで、奥から出る子供達は

あわくらんどの裏の道を通っていきなり交通量の多い国道に出ますので、1mでも確保出来るという安全対策を県がやってくれたと理解していただけたらと思います。

四分一しぶいちについては計画的にやるということですし、葦等については、佐用では住民の方が春先葦を焼かれているというのも一つの手立てかなと考えております。



河川送りの件ですけれども、現状から河川送りをするような大きな事業について国も今計画が無いという意志を確認しております。当然、東側の用地等についてご理

解を賜らないといけないと思いませんし、国に要望をあげていくということになると思います。

大上産業建設課長

四分一しぶいちの地元への説明・経緯について等でございますが、3日ほど前に今の計画は一時中止すると連絡がありました。区長会等を通じて、詳細をお伝えしたいと考えております。

田中議員

住民の皆さんに、詳しい経緯を知ってもらわないといけないかと思えます。S字カーブの件は、住民みんなでやらないと進まないかと思えます。危ない道ですので、是非とも頑張つてやってほしいと思います。

大原病院までの交通便確保について

國里議員

大原病院までの、交通の便の確保について、社会の高齢化に伴い自動車の運転が困難になった方、

止むを得ず運転をしておられる方、免許を持つていない方などが増えていると思えます。大原病院に診察や見舞い、農協の預金窓口などに必要な方も多いと思えます。利用者の一部負担するなど、一日一便からでも実現に向けて検討する考えはありませんか。

道上村長

美作市及び津山市との、広域連携と補完の関係は更に重要になると思えます。診療所と大原病院と津山中央病院の役割は、一次二次三次医療圏の存続、生命線になっております。

診療所の役割は、高齢化の進む村のかかりつけ医としての絶対的な要因であるご理解を賜れると思えます。そんな中で、利便性と足の確保で診療所の継続性が脅かされるのではないかと容易に想像できます。村の経済行為等にも問題が発生するのではと考えております。従つて、村外に向けての大原病院への交通手段の確保については、今日現在では前向きに対応できかねると考えております。

また、JA勝英は村担当の職員

が2名はりついでおられ、預貯金の出し入れ等についても、電話で可能だと聞いております。住民に説明をさせていただいて、これからはもしっかりした福祉対策・安全対策・医療もふまえた対応をさせていただきますと思います。

國里議員

実際、村民からの要望はございます。佐用ではタクシー運賃を助成するという形で、2万人近い方が利用されてるんですね。ニーズはあると言うことです。特に、高齢者にとつてそういう制度がありますと非常に助かるわけです。診療所への影響は、大きい病院に行くという部分では違うのではないかと思います。

道上村長

今年度、診療所会計は7千万円台に縮減見込みでございます。確かに、車を出せば住民の安心度が高まるだろうと思えますが、その分必ず事業費が確保出来なくなり診療所が閉鎖する。診療所だけでは難しいだろうと考えています。ただし、バスが廃止さ

れ、高校通学の足を確保する中で一体的に考えれば不可能じゃないと思います。

國里議員

高校との通学の兼ね合いで、そういう可能性も無きにしもあらずということでした。高齢者、障害者の方に限定した方法もあるんじゃないかと思うんですけど。

道上村長

現在、村内で福祉有償バス、民間タクシー、福祉巡回バス等、非常に効率的に運行されておりますので、全体的な運営をやっていくことが大切で、やっぱり村から市に出るということは総合的に配慮していかないと、非常に難しい問題にぶつかるとご理解を賜りたいと思います。



おしえて **ねんきん**

国民年金保険料を社会保険料控除として申請する際は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」等の添付をお忘れなく！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**」が、社会保険庁から昨年11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、昨年10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、本年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告等の手続きの際に国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、ご本人の保険料だけでなく配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際にご自身の保険料の額と合算して申告できます（**その際にはご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります**）。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも、保険料は忘れないようにキチンと納めましょう。



【控除証明書に関するお問い合わせ先】

控除証明書専用ダイヤル

TEL **03-6748-8882**

（平成21年3月13日までの平日9時から17時まで）